

児童福祉法に基づく児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業

プレイジム 運営規程

第1条（事業の目的）

株式会社アニマシオン（以下「事業者」という。）が設置するプレイジム（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援の児童発達支援、放課後等デイサービス（以下「指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の5第1項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び利用者（以下「障害児等」という。）の立場に立った適切な指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。

第2条（運営の方針）

事業者は、指定通所支援の提供に当たっては、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、次のとおり適切なサービスの提供に努めるものとする。

- (1) 児童発達支援の提供に当たっては、利用者が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、事業所において、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。
- (2) 放課後等デイサービスの提供に当たっては、利用者が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、事業所において、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。
- 2 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害児通所支援事業者、障害児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害児通所支援事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
- 3 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、障害児の保護者の必要な時に必要な指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供ができるよう努めるものとする。
- 4 前3項のほか、法及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを実施するものとする。

第3条（事業の運営）

指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、利用者の負担により、事業所の職員以外の者による支援は行わないものとする。

第4条（事業所の名称等）

指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 プレイジム
- (2) 所在地 兵庫県姫路市飾磨区英賀宮台51番地

第5条（職員の職種、員数及び職務の内容）

事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員・児童発達支援管理責任者兼務）

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 児童発達支援管理責任者 1名（常勤職員・管理者兼務）

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

- (ア) 適切な方法により、障害児等の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児等の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
- (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障害児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した児童発達支援計画、放課後等デイサービス計画（以下「児童発達支援計画等」という。）の原案を作成すること。
- (ウ) 児童発達支援計画等の原案の内容を利用者に対して説明し、文章により利用者の同意を得た上で、作成した児童発達支援計画等を記載した書面を利用者に交付すること。
- (エ) 児童発達支援計画等作成後、児童発達支援計画等の実施状況の把握（障害児等についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画等の見直しを行い、必要に応じて児童発達支援計画等を変更すること。
- (オ) 利用申込者の利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害児通所支援等の利用状況等を把握すること。
- (カ) 障害児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行うこと。
- (キ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

- (3) 指導員 3名以上（うち常勤1名以上）

児童発達支援計画等に基づき障害児等に対し適切に指導等を行う。

第6条（営業日及び営業時間等）

事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

（1）営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日及び12月29日から1月3日までを除く。なお、特別な行事がある場合は上記営業日以外も営業する。

（2）営業時間

12：30から21：30までとする。

（3）サービス提供日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日及び12月29日から1月3日までを除く。なお、特別な行事がある場合は上記営業日以外も営業する。

（4）サービス提供時間

《指定児童発達支援》

13：00から16：00までとする。

《指定放課後等デイサービス》

16：00から20：00までとする。

第7条（利用定員）

事業所の利用定員は、各単位すべて、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスあわせて事業所全体で10人とする。

第8条（指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者）

指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

（1）児童発達支援事業

障害児（発達障害児）

（2）放課後等デイサービス事業

障害児（未就学児を除く18歳未満の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害児を含む。））

第9条（指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの内容）

事業所で行う指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

（1）児童発達支援計画等の作成

（2）基本事業

（ア）個別療育

感覚運動訓練、認知学習訓練等

（イ）集団療育

ソーシャルスキルトレーニング、余暇活動等

（ウ）相談

医療、福祉、生活、発達などに関する相談等

第10条（利用者から受領する費用の額等）

指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供した際には、利用者から指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供した際は、利用者から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- 3 次に定める費用については利用者から徴収するものとする。
 - (1) 教材費 1回につき実費相当分
 - (2) 発達検査費 利用者が「検査報告書」を書面で要望された場合
報告書発行手数料として3,000円～5,000円
 - (3) その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって利用者に負担させることが適当とみられるものの実費
 - (4) 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスで提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費。
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

第11条（サービス利用に当たっての留意事項）

利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 他の利用者のことも配慮し、皆が安全に楽しく過ごせるように努力すること。
- (2) 宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為等、他の保護者に迷惑を及ぼす恐れのある行為及び言動を行なわないこと。

第12条（利用者負担額等に係る管理）

事業者は、利用者の依頼を受けて、障害児等が同一の月に指定障害児通所支援を受けたときは、障害児等が当該同一の月に受けた指定障害児通所支援に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「令」という。）第24条第1項に規定する負担上限月額、又は令第25条の5第1項に規定する高額障害児通所給付費算定基準額を超えるときは、指定障害児通所支援等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、障害児等及び指定障害児通所支援等を提供した指定障害児通所支援事業者に通知するものとする。

第13条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、姫路市、高砂市、加古川市、揖保郡太子町、たつの市、佐用郡佐用町、宍粟市とする。

第14条（病状の急変時における対応）

現に指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は障害児の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

第15条（事故発生の防止及び発生時の対応）

事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故の発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 事業者は、障害児に対する指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市、町、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しなければならない。
 - 4 事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
 - 5 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

第16条（非常災害対策）

事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第17条（苦情解決）

提供した指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスに関し、法第21条の5の21第1項の規定により兵庫県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用

者及びその家族からの苦情に関して市町村又は兵庫県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は兵庫県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

第 18 条（個人情報保護及び秘密の保持）

事業所は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 事業者は、職員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

第 19 条（人格の尊重）

事業者は、当該事業を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に障害児の立場に立った指定児童発達支援を提供しなければならない。

第 20 条（虐待防止に関する事項）

事業者は、障害児等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

第 21 条（暴力団等の影響の排除）

事業所は、その運営において、暴力団等の支配を受けてはならない。

第 22 条（運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表）

事業者は、その提供する指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

第 23 条（研修による計画的な人材育成）

事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 前項の規定により、研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。

第24条（その他運営に関する重要事項）

事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業所は、障害児等に対する指定児童発達支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社アニマシオンと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。